

周南市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年12月1日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

周南市職員の再任用に関する条例（平成15年周南市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の周南市職員の再任用に関する条例の規定は、平成27年10月1日から適用する。

(参 考)

周南市職員の再任用に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p data-bbox="226 323 327 352">附 則</p> <p data-bbox="174 387 651 416">(特定警察職員等への適用期日)</p> <p data-bbox="125 451 1104 707">第2条 <u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号</u>に規定する特定警察職員等（附則第4条において「特定警察職員等」という。）である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。</p>	<p data-bbox="1234 323 1335 352">附 則</p> <p data-bbox="1182 387 1659 416">(特定警察職員等への適用期日)</p> <p data-bbox="1133 451 2112 707">第2条 <u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号</u>に規定する特定警察職員等（附則第4条において「特定警察職員等」という。）である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。</p>